ご 案 内　　　　　　ＮＰＯ法人 Ｊネット

１　2006年（平成18年）10月1日道路運送法が改正され、新たに「自家用有償旅客運送」制度が始まりました（道路運送法第78条）。

２　これは自家用自動車を使用し、運賃をいただいて、福祉・介護分野の利用者または過疎地域の住民送迎ができるというものです。 しかも、二種免許、営業ナンバー車両は不要です。

３　路線バスが走らない地域、障害者や要介護のお年寄りが利用できる交通手段がない地域の人たちに朗報です。

４　これにより、自治体や民間の非営利組織、住民による自治会などが、簡単に地域公共交通を運行することが可能になり、住民の交通の便を確保することができるようになりました。

５　運行できる「自家用有償旅客運送」の種別は次の通りです。

　　　① （市町村が行う）市町村運営有償運送----「市町村福祉輸送」「交通空白輸送」

　　　② （民間非営利組織などが行う）福祉有償運送

　　　③ （民間非営利組織などが行う）過疎地有償運送

６　送迎中の利用者の安全を確保するために、この送迎をする運転者は、二種免許を取得するか、国が定めた内容の【認定講習】を受講しなければなりません。

７　「認定講習」の種別は次の通りです。

Ａ－福祉有償運送運転者講習　　　　　Ｂ－セダン等運転者講習

Ｃ－市町村運営有償運送等運転者講習

８　この講習を受講し、運転者の要件を満たした人は、上記５の①～③の種別の有償運送車両の運転をすることができます。

９　さらに認定講習を受講修了して得た「有償運送運転者の資格」は、一度取得すると一生涯有効です。また、沖縄県内だけでなく全国どこでも有効です。

10　また、訪問介護事業所がタクシー許可を取得すれば、介護保険または障害者総合支援法制度を適用して、所属するヘルパー等が運転する自家用車で「訪問介護員等による有償運送」を行うことができます。この場合、ヘルパー等は二種免許を取得しているか、上記７の「Ａ－福祉有償運送運転者講習」を受講修了していることが条件になります。

11　上記５の①市町村福祉輸送を行っている市町村や、②福祉有償運送を行っている非営利組織（社会福祉法人・ＮＰＯ法人・医療法人・生協など）が訪問介護事業を行っていれば、タクシー許可不要で上記10と同じ「訪問介護員による有償運送」を行うことができます。

12　現在、予定のない方でも、関心のある方はぜひ受講しておくことをお勧めします。

13　デイサービス施設の利用者送迎は「自家輸送」に分類され、道路運送法の許可等は不要です。そのため運転者にはこの講習の受講義務はありませんが、全国各地で知識不足・技量不足・認識不足による交通事故が発生し、利用者が死亡するケースも出ていますので、この機会に受講されることをお勧めします。

14　平成26年の講習スケジュールは次の通りです。

● 10月18日（土）福祉有償運送運転者講習（座学）・セダン等運転者講習（座学/実技）

●　10月19日（日）福祉有償運送運転者講習（実技）

［ ＮＰＯ法人 Ｊネット とは ］

全国には、自力での移動が困難な障害のある人やお年寄りが大勢います。その人たちを「移送・移動サービス」というボランティア活動で支援しているＮＰＯなどの団体があります。各地の支援団体がそれぞれの地域でネットワーク組織を作り、協力して活動しています。

2002年（平成14年）、全国各地のネットワーク組織が集まって［移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会］を結成しました。当時、タクシー業界から道路運送法違反ではないかと指摘された［移送・移動サービス活動］の合法化を求める活動と、当事者が自由に全国を移動するための相互利用ネットワーク化の実現を目指して活動を開始しました。

大きな活動のひとつに、運転ボランティアを対象とした『安全に送迎するための、安全輸送知識と技術の習得』を目的とする講習会活動があります。

オリジナルテキストを作成し、2004年（平成16年）から「移送サービス活動運転協力者講習会」を全国の地域ネットワーク主催で実施してきました（のちに国土交通省が認定講習の講義科目を策定した際、その内容のほとんどが当団体のオリジナルテキストから採用されました）。

2006年（平成18年）4月、当団体は［特定非営利活動法人 日本移動・移送サービス地域ネットワーク団体連合会］として再出発しました（名称が長過ぎて、覚えにくいと指摘され2010年（平成22年）10月に正式名称を［ＮＰＯ法人 Ｊネット］に変えました）。

Ｊネットは、同年9月に国交省の了解のもと、沖縄県社協さんのご協力をいただき、沖縄県内で初めての「運転協力者講習会」を那覇市で開催しました。翌10月に改正道路運送法がスタートし、自家用有償旅客運送制度、認定講習制度が始まりました。Ｊネットは、認定講習対応のテキストを整備し、会員団体である地域ネットワーク団体がいちはやく認定を取得し、各地で講習会を実施し、有償運送制度の普及に取り組んでいます。

2007年（平成19年）にＪネットとして［認定講習実施団体］の認定を受け、昨年まで那覇市で8回、宮古島市1回の認定講習を実施しております。（他に平成22年に石垣市で、平成25年に伊是名村で、Ｊネットメンバーの兵庫県ネットワークが認定講習会を実施しております。）

これまでの受講者は自主講習110名、認定講習621名に上っています（兵庫県ネットの受講者数は含めず）。

今年は、記念すべき10回目の認定講習会です。どうぞよろしくお願いいたします。